

件名	松前町立保育所条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	福祉課
改正対象	・松前町立保育所条例（平成27年松前町条例第10号）
根拠法令等	・児童福祉法（昭和22年法律第164号）
<p>制定（改正）理由</p> <p>児童福祉法第35条第11項では、市町村は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前（当該児童福祉施設が保育所である場合には3月前）までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならないとされている。</p> <p>令和2年度から、松前町出作に所在する二名保育所の近隣に私立の認定こども園が開園することから、令和2年3月31日付で当該保育所を廃止するため、所要の改正を行うもの。</p>	
<p>制定（改正）の主な内容</p> <p>・別表の改正を行う。</p>	
施行日	令和2年4月1日
<p>【その他参考事項】</p>	